生 活 介 護 事 業 所

ふれあいの杜まんなか

運営規程

社会福祉法人ダブルエッチジェー

ふれあいの杜まんなか（生活介護）運営規程

（事業の目的）

第１条　この規定は社会福祉法人ダブルエッチジェー（以下「事業者」という。）が設置するまんなか（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常 に利用者の立場にたって生活介護を提供するよう努める。また利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

２　指定生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

３　前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第１７１号）及び「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成２４年愛知県条例第７２号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

ふれあいの杜まんなか

(2) 所在地

愛知県碧南市若松町３丁目１０５番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤兼務　１名）

※多機能型事業所「まんなか」管理者及び短期入所事業所「まんなか」管理者と兼務

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている生活介護の実施に関し、従業者に対し遵守させるための必要な指揮命令を

行う。

（２）サービス管理責任者　１名以上（常勤専従　１名）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

（ア）適切な方法により、利用者の有する能力、置 かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価 を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

（イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療 サービス又はその他の福祉サービス等との連携も 含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指 定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護 を提供する上での留意事項等を記載した生活介護 計画の原案を作成すること。

（ウ）個別支援計画の作成に係る会議（テレビ電話 装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求める。

（エ）個別支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面（以下「個別支援 計画書」という。）を利用者に交付すること。

（オ）個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメント を含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、個別支援計画 の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更 すること。

（カ）利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

（キ）利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常 生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

（ク）他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（３）医師　１名（非常勤兼務　１名）

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

（４）看護職員　１名以上

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

（５）生活支援員　７名以上

※常勤４名は短期入所事業所「まんなか」生活支援員と兼務

生活支援員は、「個別支援計画」に基づき、食事、排泄等必要な日常生活上の支援

を行う。

（６）調理員　１名以上

調理員は、調理業務、厨房、食品倉庫食堂等の給食に関する場所の清掃、整理、その他給食に関する業務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第５条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、１２月２９日から１月３日及び理事長が定めた日を除く。

（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（３）サービス提供時間

午前９時から午後４時までとする。

（利用定員）

第６条　事業所の利用定員は２０名とする。

（主たる対象者）

第７条　事業所において指定生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

特定しない

（指定生活介護の内容）

第８条　事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

（１）　個別支援計画の作成

（２）　食事の提供

（３）　身体等の介護

（４）　生産活動

（５）　創作的活動、及び地域生活支援

（６）　身体機能及び日常生活動作の機能維持・回復支援

（７）　生活相談

（８）　健康管理

（９）　一定期間利用がなかった場合に当該利用者の居宅を訪問して行う相談援助

（１０）送迎サービス

（利用者から受領する費用の額等）

第９条　指定生活介護を提供した際には、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から法第２９条第３項の規定により算定された介護給付費の額に１００分の９０を乗じて得た額の支払を受けるものとす

る。この場合、提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

３　前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

（１）創作的活動に係る材料費　実費

（２）日用品費の実費

（３）食事の提供に係る費用　　昼食１食につき６５０円（うち食材料費３５０円）

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号。以下「令」という。）第１７条第１項第２号から第４号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、１日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

（４）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。但し、実施地域以外からの受け入れ者についても送迎実費負担は徴収しない。

４　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（通常事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、碧南市、高浜市、西尾市、知立市、岡崎市区域とする。

但し、事業実施区域以外からの受け入れも可能なものとする。

（本人支給金の支払）

第１１条　事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める本人支給金支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を本人支給金として支払うものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１２条　利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

（１）気分が悪くなった時には、すみやかに申し出ること。

（２）施設設備･備品は大切に扱い、利用にあたっては他の迷惑にならないようにすること。

（３）欠席等については、事前に連絡をすること。

（４）伝染性疾患に罹った場合は完治するまで施設利用は控えること

（利用者負担額等に係る管理）

第１３条　事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、利用者が当

該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第２９条第３項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第１７条第１項に規定する負担上限月額、又は令第２１条第１項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１４条　事業所の従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第１５条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　事業所は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、市町村、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するものとする。

（苦情解決）

第１６条　提供した指定生活介護に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　提供した指定生活介護に関し、法第１０条第１項の規定により市町村が、また、法第４８条第１項の規定により愛知県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、愛知県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、愛知県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　社会福祉法第８３条（昭和２６年法律第４５号）に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第１７条　事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）
第１８条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。
（１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
（２）成年後見制度の利用支援
（３）苦情解決体制の整備
（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
２ 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
３ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
４ 前２号に掲げる措置を適切に実施するための 担当者を置く。

（業務継続計画の策定等）
第１９条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
２ 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
３ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（職場におけるハラスメントの防止）
第２０条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（衛生管理等）
第２１条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲 用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。
２ 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう

に、次の各号に掲げる措置を講ずる。
事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）
第２２条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
（１）採用時研修　採用後６カ月以内
（２）継続研修　年１回
２　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
３　事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から５年間保存するものとする。
４　事業所は、指定生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ダブルエッチジェーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規定は、平成２６年３月１日から施行する。
この規定の一部を改訂し、平成３１年　４月　１日から施行する。
この規定の一部を改訂し、令和　２年　４月　１日から施行する。
この規定の一部を改訂し、令和　３年　４月　１日から施行する。
この規定の一部を改訂し、令和　５年　４月　１日から施行する。
この規定の一部を改訂し、令和　８年　４月　１日から施行する。